（様式第１号の１）私立高等学校等用

（大阪府認可校・通常制度）

記入日　2026　年　7　月　8　日

大阪府教育長　様

令和８年度　大阪府私立高等学校等奨学のための給付金受給申請書

大阪府私立高等学校等奨学のための給付金支給要綱に基づき、令和８年度の奨学のための給付金（以下「給付金」という。）の受給を申請します。

○受給対象となる生徒に関する事項

生徒が在学する学校の名称等	○○○　高等学校 1　年　A　組　1　番	☑全日制・定時制　☐通信制
ふりがな	おおさか　たろう	生徒の生年月日
生徒の氏名	大阪　太郎	西暦　2010　年　8　月　10　日
在学期間	西暦　2026　年　4　月　1　日　～　現在	
生徒の住所	〒○○○－○○○○ 大阪府○○市○○町○－○－○　△△△マンション１０１号	

▶※ 過去に他の高等学校等に在学していた場合は、次の欄に記入してください。

1	学校名	☐全日制・定時制　☐通信制	在籍期間（西暦）	年　月　日～　年　月　日			
			給付金受給回数	回	異動理由	☐転学	☐退学
2	学校名	☐全日制・定時制　☐通信制	在籍期間（西暦）	年　月　日～　年　月　日			
			給付金受給回数	回	異動理由	☐転学	☐退学

○申請者（保護者等）に関する事項（**この欄と下の☑は必ず申請者が直筆で記入してください。**※１）

ふりがな	おおさか　はなこ	≪生徒との続柄≫ 父　母　本人　その他（　　） ☐　☑　☐　☐
申請者氏名	大阪　花子	
住所	〒 ☑ 生徒の住所と同じ（大阪府内に限る） 大阪府	≪連絡先※３≫自宅・携帯・職場（　　） （○○○）○○○○－○○○○

○申請者以外の保護者に関する事項（父母ともに親権者である場合に記入してください。※２）

ふりがな	おおさか　しんたろう	☐ 保護者１名のため、記入しません
保護者等氏名	大阪　新太郎	≪生徒との続柄≫　父　母 ☑　☐
住所	〒 ☑ 生徒の住所と同じ 大阪府	≪連絡先※３≫自宅・携帯・職場（○○会社） （　○○　）○○○○－○○○○

※１　障がい等により直筆が困難な場合は、大阪府にご相談ください。
※２　保護者が一人の場合は「申請者以外の保護者に関する事項」の記入は不要です。
※３　日中連絡可能な電話番号を記入してください（申請内容に不備等があった際に連絡します）。

☑ **給付金の受給申請にあたり、次の①～⑪の事項をすべて確認し、同意します。**

➡必ず☑を入れてください。

① この申請書の記載内容や添付書類等に虚偽や不正はありません。
② 上記の生徒について、他の都道府県に対して保護者等のいずれもが給付金の申請を行っていません。
③ 上記の生徒について、令和８年度大阪府私立高等学校等奨学のための給付金の家計急変制度に申請していません。
④ 上記の生徒は、児童福祉法による児童入所施設措置費の支弁対象（里親を含む）ではありません。
⑤ 上記の生徒が在学する高等学校等の設置者に、給付金受給申請に関する事務手続き及び給付金の代理受領を委任します。高等学校等の授業料以外の学校納付金に未納又は未収金がある場合は、給付金を充当して相殺することに同意します。
⑥ 給付金の審査に関し大阪府の国公立学校所管部門又は他の都道府県と情報交換を行うこと、また、給付金と併給調整が必要な大阪府内市町村の奨学金等がある場合、市町村に対して情報提供を行うことに同意します。
⑦ この申請書の記入内容に変更が生じた場合は速やかに届出します。
⑧ 給付金に関する調査又は報告を求められた場合は、それに応じます。
⑨ 給付金の受給に関し虚偽や不正があった場合は、給付金の全額を直ちに返還します。
⑩ 修正申告や更正決定等により、提出した課税証明書等の内容に変更があった場合は、速やかに届出します。
⑪ 申請者である保護者及び上記の生徒は、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員または大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第２条第４号に規定する暴力団密接関係者ではありません。

（裏面へ続く）

○申請する世帯区分（該当する世帯区分（①もしくは②～④）のいずれかに☑）

①	☐	**令和８年７月１日現在、生活保護受給（生業扶助が措置されている）世帯** （生業扶助が措置されていない生活保護受給世帯の場合は、②の非課税区分に申請してください。） （次の書類を添付してください。） ・生活保護（生業扶助）受給証明書の原本（令和８年７月１日以降に発行されたもの） 【給付金の支給年額は、全日制・定時制・通信制とも52,600円】

≪申請世帯（保護者等全員）の市町村民税及び道府県民税所得割≫

申請者（A）		申請者以外の保護者（B）		申請世帯（保護者等全員）（A＋B）
12,345 円 ※非課税者は0円	＋	0 円 ※非課税者及び保護者が申請者１名の場合は0円	＝	12，345 円

申請世帯（保護者等全員）（A＋B）の所得割額が、
- ☛２名ともに非課税 ➡ ②にチェック
- ☛100円～105,499円 ➡ ③にチェック
- ☛105,500円～182,499円 ➡ ④にチェック
- ☛182,500円以上 ➡ 所得要件を満たさないため申請できません

②	☐	**保護者等全員の市町村民税及び道府県民税所得割が非課税である世帯** **（生業扶助を受給していない生活保護受給世帯を含む。）** （次の書類を添付してください。） ・保護者等全員の令和８年度の課税証明書等 ・住民票（課税証明書等の発行者が、大阪府以外の市町村の場合または、令和８年１月１日時点で大阪府外に住所を有していた場合等） 【給付金の支給年額は、全日制・定時制は152,000円、通信制は52,100円】
③	☑	**保護者等全員の市町村民税及び道府県民税所得割の合算額が100円以上105,500円未満である世帯** （次の書類を添付してください。） ・保護者等全員の令和８年度の課税証明書等 ・住民票（課税証明書等の発行者が、大阪府以外の市町村の場合または、令和８年１月１日時点で大阪府外に住所を有していた場合等） 【給付金の支給年額は、全日制・定時制は50,670円、通信制は17,370円】
④	☐	**保護者等全員の市町村民税及び道府県民税所得割の合算額が105,500円以上182,500円未満である世帯** （次の書類を添付してください。） ・保護者等全員の令和８年度の課税証明書等 ・住民票（課税証明書等の発行者が、大阪府以外の市町村の場合または、令和８年１月１日時点で大阪府外に住所を有していた場合等） 【給付金の支給年額は、全日制・定時制は38,000円、通信制は13,030円】

※申請内容の審査の結果、要件を満たさない申請は不支給となります。

※③・④は就学支援金新制度及び学び直し支援金新制度の支給対象者のみが対象です。

（申請受付日）　　年　　月　　日